

平成 16 年 12 月 7 日

第 16 回 施策総合企画小委員会（12 月 1 日）
「資料 3. 温暖化対策税制に関する考え方及び留意点」への意見

（社）日本経済団体連合会
地球環境部会長 榎本 晃章

本取りまとめは、12 月 1 日委員会席上、委員長が方針を明確に示された
とおり、これまでの委員会での意見を中心に整理されるものと期待をいた
します。

環境省が事務局として解説を加えるのであれば、それは、その旨明示さ
れて、記述されることを希望いたします。

< 1. はじめに (P. 1) >

- まず、「はじめに」の本文に加え、P15、P17 において記述のある点に関係
するが、「既に、行われている 5 兆円を超えるエネルギー課税ならびに 1.2
兆円に及ぶ地球温暖化対策関連予算の見直しを行い、その上に立って、温
暖化対策税を検討するべきではないか」という意見が出された事を記述し
ていただきたい。結果して、P15 から P17 の記述については、削除するな
り、環境省の意見・解説として付記するなりの対応をされることを希望い
たします。

< 2. 基本的な考え方 (P. 1) >

- 小委員会では、各論点について様々な議論がなされ、環境税の導入には賛
成意見もありましたが、本来の効果が期待されないとして、反対意見もあ
りました。これに対して、本資料を見ますと、総じて、環境税導入に向け
て前向きな内容しか記載されておらず、委員会での議論の印象とは異なり
ます。
- 特に、「2. 基本的な考え方」では、「温暖化対策税制は有力な追加的施策で
あり、効果があるとされた」とまとめられておりますが、「効果があるとさ
れた」というまでの議論には至らなかったものと存じます。

< 3. 効果 (P2、P3) >

- ここでは、エネルギーの価格弾性値、世論調査などの結果を掲げて、環境
税の効果を中長期的に見ると効果ありとしています。審議の際に、中長
期での価格弾性値そのものに対する疑念・疑問が出されたことについても
記述されることを希望いたします。

○ また、世論調査などにみる温暖化対策税制の効果についても、例示されている質問を見ると、前提条件を限定するなど誘導的な質問がなされているわけで、質問の形によっては、別な結果が出ることも予想されることから、これをもって世論の支持を得られているとするのは、いささか性急に過ぎると思われま

す。実際に12月1日付けの朝日新聞の世論調査では、50%が環境税導入反対、賛成は37%という結果が出ており、環境省が行った世論調査は、まったくの、ひとつの考える材料にしか過ぎないと位置づけるべきではないでしょうか。

< 7. 税収の使途 >

(1) 税収の使途として考えられる温暖化対策税の例について (P12)

○ 三つ目の○では、税収を充てるべき温暖化対策の例が、効果が不明なもの、効果が検証されていないものを含め、整理されずに網羅されております。効果に対する定量的な評価と共に記載しなければ、優劣や優先順位の判断はできないものと考えます。

(2) 既存の温暖化対策関係予算の見直しについて (P. 13)

○ 一つ目の○では、いわゆる大綱予算を、「① 地球温暖化対策を主な目的とするもの」、「② 地球温暖化対策として位置付けられ温室効果ガスの削減に効果があるもの」に分類し、後者については、予算増減は容易でないとの説明がなされています。

しかし、「新たな予算を増減することは容易ではない」の一言をもってして、二つ目の○「新たな財源を検討することが必要であろう」とするのは、安易としか言いようがなく、“はじめに”のところに記述をお願いした趣旨に沿って、現行予算そのものの見直しをすることの必要性について、記述をしていただきたくお願いいたします。特に、森林対策は、国土保全をはじめとして治山治水対策としても極めて重要であり、「一般会計からの優先度が高い配分が必要」という意見もあったことなどを記述していただきたいと期待いたします。

○ 三つ目の○では、「地球環境部会での地球温暖化対策推進大綱の評価見直しの議論において、既存の温暖化対策に使われている予算の効果が検証されている。」との記述となっておりますが、実際の地球環境部会における対策の評価では、「国民の更なる努力」「交通流対策」など、民生・運輸部門の対策を中心に「効果の定量的評価は困難」とされたものが多かったはずであり、検証されているというには程遠いと思えます。したがって、この記述は不適當であると存じます。

(4) 地球温暖化対策における地方公共団体の役割 (P14)

- 新たな財源を地方公共団体に配分するとの考え方が記載されていますが、地方公共団体における温暖化対策の用途が不明確なまま、このような結論を導くことは本末転倒かと存じます。小委員会においても十分な議論があったわけではなく、考え方が整理されたとは言い難いのではないのでしょうか。表現としては、「更に検討を進める必要がある」などの表現が穏当ではないのでしょうか。

< 8. エネルギー関係諸税との関係 (P17) >

- 既存エネルギー関係諸税との整理について言及されていますが、既存財源との調整においては、首相の発言にもあるように、「温暖化対策税制については、石油石炭税との調整のみならず、既存エネルギー税制全体の調整も含めて考えるべき。」との意見もあったはずであり、単に「歳入・歳出における考え方、内容が異なる」と言うだけの整理では不十分かと考えます。
- さらに、税やあらゆる制度は、一種の時代的な役割を持って誕生し、時代的役割が変わるに従って、改廃を含めて検討をしていくことが重要かと思慮いたします。聖域を設けず、省庁横断的に全ての税制の時代的役割の移管を十分検討し、税の組み立てを考え直すことこそが必要だと存じます。
- 仮に、新しい税が必要な場合であっても、新しいものだけを作り、難しいほうはいじらないという考え方は受け入れられないものです。
- 取りまとめにおいては、これらの意見についても併記するようお願いいたします。

以 上